

第 616 回 統計審議会議事録

- 1 日 時 平成 16 年 5 月 14 日（金） 14：00～14：50
2 場 所 総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎第 2 号館 8 階）
3 議 題

- (1) 部会報告
(2) その他

4 配布資料

- 1) 部会の開催状況
2) 指定統計調査の承認等の状況（平成 16 年 3 月、4 月分）
3) 平成 16 年 2 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 2 号）
4) 平成 16 年 3 月指定統計・承認統計・届出統計月報（第 52 巻・第 3 号）
5) 指定統計の公表実績及び予定

5 出席者

【委員】竹内会長、廣松委員、篠塚委員、舟岡委員、飯島委員、菅野委員、後藤委員、清水委員、新村委員、西村委員

【統計審議会会議内規第 2 条の規定による出席者】

《国又は地方公共団体の統計主管部課の長》

総務省鈴木統計調査部長、同亀田国勢統計課長、厚生労働省坂田統計情報部長、同高倉経済課長、農林水産省黒木センサス統計室長、経済産業省石田統計企画室長、国土交通省矢島企画調整室長、東京都古河統計部長

【事務局（総務省統計基準部）】

総務省渡辺統計基準部長、同熊埜御堂統計審査官、同桑原統計審査官

6 議 事

- (1) 部会報告

- 1) 人口・労働統計部会

平成 16 年 3 月 26 日に開催された第 58 回人口・労働統計部会（議題：「平成 17 年国勢調査第 3 次試験調査の計画について」）の開催結果について、篠塚部会長から報告が行われた。

〔質 疑〕

廣松委員）資料 1 の部会概要の 1 ページ目にある「5 審議の概要」の 1) のところについては、大変御苦労いただいているようであり、いい形のものができると思う。

2) について、篠塚部会長から、「従業地・通学地」の自動コーディングの精度が 85 パーセント程度ということでありあまり芳しくないという報告を受けたが、その原因は、読み取り機械の性能の問題なのかどうか伺いたい。

篠塚部会長）それは機械そのものの問題というよりも、個々人の書き方の問題である。だから、私は、書いていただくときに調査員がきちんと指導しなくてはならないのではないかと思います。調査実施部局から補足説明があればお願いしたい。

亀田課長）機械の精度ということよりも、書き方の問題である。これは漢字とか平仮名で住所を書いていただくわけであるが、書き方が人によって千差万別であるため、きちっと丁寧に書いてあれば読み取れるが、人によっては枠から外れて書いたり、字体を崩し

て書いたりする場合に、別な住所と読み違えてしまう。

そういうケースなので、指導できちっと対応できるものかどうかを含めて、今後の3次試験調査の中で検討したいと考えている。

竹内会長) それは、調査員が書くのではなくて、それぞれの調査対象の各世帯が書くのか。

亀田課長) 各世帯で書いていただくことになる。

竹内会長) なかなか難しい問題である。こういう字体で書いてくださいというのは、調査員に対してなら言えると思うが、各世帯に対してはちょっと難しいという気がする。

それから、先ほどの自動コーディングの精度が85パーセントというのは、残りの15パーセントは機械で読み取れずにはじかれるということか、それとも、間違っって読み取るということか。

亀田課長) 間違っってほかの市町村として読み取る率は8パーセント、残りは読み取れない。

竹内会長) 読み取れないとしてはじき出されたものが、あまり沢山でなければ、それを人が見て入力するということはできると思うが。

亀田課長) そのとおり。いずれにしても、調査員も市町村コードを調査票の下部の転記欄に記入することにしてるので、完全に読み取れなくても、製表の段階でその結果を利用して精度を高めるということには使えると思う。

竹内会長) 了解した。

2) 鉱工業・建設統計部会

平成16年4月16日に開催された第75回鉱工業・建設統計部会(議題:「薬事工業生産動態統計調査の改正について」)の開催結果について、清水部会長から報告が行われた。

[質 疑]

竹内会長) 本件については、軽微な案件にしていかどうかという議論を部会にお願いして、結論的には軽微な案件として処理してよかろうという話になったわけであるが、私としては、軽微な案件ということであっても、軽微な案件として処理することに疑問があるようなことについては、その疑問が比較的軽度であれば、会長や部会長に相談して決めていただく。いろいろ問題がありそうであれば、部会を開いていただいて、部会で議論をしていただく。その段階で更に問題があれば、改めて答申を出していただくというようなことで、何段階かで処理していただきたいと思う。

今回の案件は、部会を開いて審議していただいた結果、改めて本審議会に提案するまでもないという結論であるので、それはそれとして尊重したいと思う。

これ以上この中身に立ち入って議論をするということはないので、御報告を承っておくということにしたいが、何か質問があれば頂戴したい。

舟岡委員) ちょっと分からない点があるので、教えていただきたい。1点目は、薬事工業生産動態統計でとらえる生産額は、製造販売業者の出荷額の概念に近い生産額を合計金額としてとらえたものであるということで、製造を受託している製造業者の報告結果を活用した地域別の生産額とは概念が一致しない。したがって、受託業者を多く含む地域の方が生産額の計上はそれだけ少なくなる、そういう理解でよろしいか。

2点目は、こういうケースがあるのかどうかよく分からないが、製造販売業者が、その製造工程の一部において、他の会社から医薬品の製造受託を行っているというケースがある場合に、受託金額については薬事工業統計の生産額の中から控除して報告

しているのかどうか伺いたい。

清水部会長) 部会に提出された資料の範囲内でお答えした上で、後ほど調査実施部局の厚生労働省から追加説明させていただく。

まず、1点目の質問については、製造販売業者が仮に委託元で、製造業者が他の都道府県で製造業を行っている受託者だとする。この場合、受託者である製造業者から報告されるものは、受託金額相当のものになる。それを委託元が自らの販売ルートを通して最終工程製品として市場に供給すると、その間のマージンが発生することから、それを含めて生産金額と呼んでいる。

委受託関係が自由化されて、製造業者から聞くとした場合、受託金額以上のことは分からないだろうということで、生産金額を書かせるときに、あえて委託元ではどれだけの金額で評価しているかということを書かせるか、あるいは、製造販売業者が委託したものを買い取って、それを市場に供給しているわけであるから、その出荷額だけでいいのかどうかということである。

したがって、一方の事業所からの報告が受託金額ということで表記されているならば、生産金額との差が出てくる。ここでマッチングを行う理由は、両者に金額を問い合わせているから、当然のことながら、受託した側と委託元とで同じものについて報告記載していることを確認する必要があるということである。

2点目の問題は、厚生労働省からお答えいただいた方がいい。

高倉課長) 2点目の、一部受託も行っているような製造販売業者か製造業者の場合であるが、一部受託の金額については把握しないということにしている。最終製品になった部分についての生産金額、ないしは、そこが最終工程委受託でやった場合には、受託金額も併せて把握することになるが、中間段階の一部の委受託関係については、従来から調査対象としておらず、今後ともそこは行わない予定である。

舟岡委員) 包装作業をやることも、製造工程の一部とみなしている。そうすると、パッキングする前の段階まで委託して、現実には医薬品そのものを委託しているのだが、それを仕入れてパッキングして、自社の製品名をつけて出荷するときには、その出荷額に相当する部分が生産額になる。

他方、パッキング前の段階まで委託した先、つまり受託製造業者では、受託して生産した金額は、この調査結果の中には反映しないということになるのか。

高倉課長) そのとおり。パッキングまで済んだ最終製品の生産動向を見ているということである。

舟岡委員) 地域別の表章では、最終製品の出荷前の段階の価額で計上されるのか。

高倉課長) パッキングした段階というのは、受託製造業者としてそれを委託元に渡すときの金額が、最終工程を受託した製造業者からレポーティングしていただく金額であるので、この段階で地域別に表章をする。

舟岡委員) それに対して、パッキングして製造販売業者が出荷した場合には、マージン等の金額も含めて生産額として計上されるということか。

高倉課長) ここで言っている「最終工程の委受託された場合」という今回新しく発生する部分は、パッキングまで受託業者でやっていただくというものである。しかし、製造販売業者、元売業者としては、自分なりの営業マージンその他をいろいろ上乘せして最終

的に市場に出すことになる。従来は、最終的に市場に出す額だけを調査していたわけであるが、その部分について、そこまで含めた受託が薬事法改正でできるようになる結果、その部分の直前の最後の元売業者が上乘せする付加価値、マージンを除いた部分の金額が把握されることになる。

その場合に、地域別集計の在り方が従来と変わってくるのではないかという懸念もあって検証したところ、製造販売業者が違う県の製造業者に最終工程、パッキングまで委託した場合に受託業者から報告していただく受託業者としての納入額は一つであるが、それ以外に、例えば製造販売業者が首都圏にあったとして、そこがその分を幾らでマーケットに出したかというのは把握することになっており、それがどこの事業所、製造工場で造られたものかということもマッチングを通じて確認できるので、その部分も地域別集計に分配して、最終製品の従来ベースにおける地域別集計の分も入れるようにはしたいと考えている。

竹内会長) マッチングというのは大変細かく行うことになっているようで、ちょっと内容が複雑ではあるが、実施が可能であればそれでいいと思う。

飯島委員) この委受託関係は、製造物責任とも非常に深く関係するポイントだと思う。最近よく商品に製造元何々、販売元何々と書いてある。それが同じであればいいが、委受託関係の場合には、委託する製造販売業者は発注金額と発注量でいいのか。発注金額というのは、どちらかという受託業者からの買い取り金額になるのか。

それから、受託を受けた方は委託されたAというメーカーの委託数量と、委託されたメーカーに納める金額、それは受託された方から見ると販売金額になると理解していいのか。在庫の問題は関係ないということか。

高倉課長) 後者の方はそのとおりである。前者の製造販売業者からのレポートングに関しては、受託業者への発注金額ではなくて、製造販売元売業者として市場に出荷する金額となる。

飯島委員) 購入金額をどれだけの販売金額、マーケットプライスで売ったか。その差額が、一般管理費を除けば、その会社の利益になる。だから、両方が出てくるということになるのか。

高倉課長) そのとおり。

飯島委員) もう一つは、部会の概要の参考資料では「医療用具」と書いてある。今度は「医療機器」というが、医療機器も対象になるということか。

高倉課長) これは法律上の単なる名称変更であり、「医療用具」と薬事法で書いていたものを、「医療機器」という用語に変更するということで、調査対象の実質的な変更はない。

飯島委員) 同じような委受託の関係でいいのか。

高倉課長) そのとおり。同じことである。

飯島委員) こちらの方も相当、委受託関係があると思う。当社でも、人工腎臓なんていうのは委託生産方式に切り替えている。その場合に、アッセンブルはA社ならA社にやるけれども、パーツを委託しているというのはこの対象には入らない。あくまで最終製品をどこから出荷したか、発注したかということで分けていけばいいと理解してよろしいか。

高倉課長) そのとおりである。

(2) その他

○ 指定統計調査及び統計報告の徴集についての承認報告

総務省統計局統計基準部の熊埜御堂統計審査官及び桑原統計審査官から、平成16年3月及び4月における「軽微な事項」として統計審議会の調査審議の対象とならなかった「家計調査」、「社会教育調査」、「医療施設調査」、「牛乳乳製品統計調査」、「人口動態調査」、「ガス事業生産動態統計調査」、「科学技術研究調査」及び「国勢調査の調査区の設定」の統計法第7条第2項による承認並びに「牛乳乳製品統計調査（補完調査）」、「平成16年社会保障を支える世代に関する実態調査」及び「平成17年国勢調査第3次試験調査」の統計報告調整法第4条第1項による承認について、資料2による報告が行われた。